

令和7年11月定例会

厚生委員会資料
(福祉保健部)

(請願)・陳情		令和7年11月市議会提出分	(新規)・継続
受理番号	受理年月日	件名	請願者名
3	令和7年11月25日	飯島老人いこいの家の廃止の中止または廃止までの期間延長について	
請願の要点		左に対する措置等	
<p>市有施設の維持管理には年間多くの費用を要することから、存続か廃止かの見直しは重要だと認識している。存続か廃止の判断をするには、明確な理由づけがあつて決定されていることと思うが、市民には判断基準が伝わっていないため、困惑と不安の声が聞かれる。</p> <p>飯島老人いこいの家については、9月5日の報道で突然廃止を知らされ、利用者への説明会があったのは11月6日で、その内容は廃止をするという説明であり、利用者の思いを無視した内容であった。特に、飯島老人いこいの家は、廃止予定の施設の中では利用者も多く、存続の強い要望が全利用者から寄せられている。</p> <p>しかしながら、現施設は築50年と老朽化が進んでいることもあり、市の財政状況を考えれば大規模改修も難しい思いもある。</p> <p>つきましては、本市のエイジフレンドリーシティの観点からも、飯島老人いこいの家について、現在の令和8年3月末での廃止を中止し施設の存続または令和10年3月末までの施設利用期間の延長について検討してくださるよう請願する。</p>		<p>本市の公共施設については、厳しい財政状況や人口減少が進んでいる中で、今ある全ての施設を維持していくことは難しいものと考えております。そのため、現在、施設の利用状況や運営コスト、設置目的等を踏まえ、施設の存続、廃止、複合化等あり方の見直しを行っているところです。</p> <p>そうした中、飯島老人いこいの家など秋田市有4施設については、施設の維持・運営の年間経費として合計約5,300万円がかかっており、八橋・大森山・飯島の「老人いこいの家」3施設については、利用者の減少に加え、建築後約50年が経過し、老朽化による改修等に今後、多額の費用を要することが予想されており、令和7年8月に行った府内の公共施設等最適化専門部会において、令和7年度末で廃止する方針が了承されたものです。その後、9月市議会での説明を経て、利用者説明会を開催したところあります。</p> <p>利用者説明会等において、存続の要望等、様々な意見をいただいているところではありますが、今後も利用者の皆様の不安を解消できるよう、代替施設などについて引き続き丁寧な案内・説明を行つてまいります。</p>	

(請願)・陳情		令和7年11月市議会提出分		(新規)・継続		
受理番号	受理年月日	件名	請願者名			
4	令和7年11月25日	高齢者の終活をめぐる公的支援の実施について				
請願の要点		左に対する措置等				
<p>本市としても国の持続可能な権利擁護支援モデル事業に応募し、身寄りのない高齢者らが安心して終活などに取り組める環境整備を進めるために、下記事項について実施するよう請願する。</p> <p>1 資力のない人には総合的な高齢者支援パッケージを提供し、入院・入所などの手続支援、日常生活の支援、死後の事務支援などを受けることができるようすること。</p> <p>2 包括的な相談・調整窓口を整備することにより、高齢者がコーディネーターに相談し、支援プランをつくってもらいながら、見守り、財産管理、死後対応など様々な支援、サービスを受けることができるようすること。</p>		<p>終活支援については、その内容が、葬儀や墓、財産整理など多岐にわたることから、本市では、それぞれの相談担当窓口や地域包括支援センターで対応しております。また、必要に応じて、法テラス秋田等の専門相談窓口や民間の終活支援事業者等につなぐなど、連携した取組を行ってきているところあります。</p> <p>一方で、単身高齢者の増加に伴い、頼れる身寄りがないかたの増加も見込まれ、亡くなった後の様々な手続きができなくなることが懸念されます。</p> <p>そのため、国による持続可能な権利擁護支援モデル事業については、令和8年度に実施予定はありませんが、行政が事前に本人の必要な情報を登録し、緊急に対応が必要となった際に、本人に代わって関係者に伝達するなど、単身高齢者が老後を安心して過ごせるための取組や相談窓口の設置について、その必要性を認識していることから、先進的な事業を実施している他都市の事例を参考に検討してまいります。</p> <p>なお、国においては、経済的な理由等により民間事業者によるサービスを受けられないかたのために、現在、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」を拡充・発展させ、本人との契約に基づき、入院・入所の円滑な手続支援や死後事務の支援などを行う取り組みを実施することとしており、その動向についても注視してまいります。</p>				

請願・（陳情）		令和7年1月市議会提出分 （新規）・継続	
受理番号	受理年月日	件名	陳情者名
57	令和7年11月25日	八橋老人いこいの家、飯島老人いこいの家、大森山老人と子どもの家及び雄和ふれあいプラザの廃止方針の見直しと老人福祉事業の充実について	
陳情の要点		左に対する措置等	
<p>4施設の廃止は、高齢者の居場所や交流の機会を奪い、地域のつながりや健康維持に深刻な影響を及ぼすおそれがある。高齢者福祉の充実に向け、エイジフレンドリーシティ構想を掲げる本市において、こうした施設の廃止は市民の理解を得られないものと考える。また、秋田市が想定する代替施設は、その施設の利用目的、施設状況、利用状況から見てこの4施設の代替施設として十分とは言えない。</p> <p>4施設の廃止方針を見直し、現行施設の存続・老人福祉事業の充実を図ってくださるよう陳情する。</p>		<p>本市の公共施設については、厳しい財政状況や人口減少が進んでいる中で、今ある全ての施設を維持していくことは難しいものと考えております。そのため、現在、施設の利用状況や運営コスト、設置目的等を踏まえ、施設の存続、廃止、複合化等あり方の見直しを行っているところです。</p> <p>代替施設として提示しました、コミュニティセンターや各市民サービスセンターについては、市民の自主的な地域活動の拠点として、年齢を問わず、各種団体やサークルでの活動に利用できることから、老人いこいの家などと同等の役割を果たすことができると捉えております。</p> <p>市民の皆様の声を伺いながら、施策を進めて行くことは重要であると認識しており、今後も利用者の皆様の不安を解消できるよう、代替施設などについて引き続き丁寧な案内・説明を行ってまいります。</p> <p>なお、本市においては、地域包括ケアシステムの構築や認知症施策・権利擁護の推進など、高齢者プランに掲げる施策の実施により、今後も老人福祉施策の充実を図ってまいります。</p>	

高齢者コインバス事業における利用者負担額の増額について

- 本市では、満65歳以上の高齢者が、市内の路線バスおよびマイタウン・バスを1乗車につき100円で利用できる高齢者コインバス事業を行っている。
- 現在、バス運賃と利用者負担額との差額について、市負担金として秋田中央交通（株）などに支払っている。
- そうした中、秋田中央交通（株）が令和7年10月から運賃を引き上げた（平均で21.18%増）ことから、今後、当該事業に係る市負担額が大幅に増大することが想定される。
- そのため、本市の厳しい財政状況を踏まえ、今後も事業を継続するため、令和8年4月乗車分から、利用者負担額を100円から150円に増額する。
- なお、平成23年10月の事業開始以降、利用者負担額については、見直しを行っていない。

1 市負担金の推移および利用者負担額について

(1) 市負担金の推移

- シニアアキラの導入（令和4年10月）により、令和5年度から市負担金について実績払いとしており、市の負担金が増加している。

市負担金の推移

単位：人、千円

年度	利用人数 (実績)	市負担金		支払 方法	備考
		金額	対R4 増減額		
R4	—	143,067	—	定額払	R4.10からシニアアキラ導入
R5	1,078,429	219,572	76,505	実績払	R5.4からシニアアキラ完全切替
R6	1,137,848	228,394	85,327	実績払	

(2) 利用者負担額について

- 令和6年度乗車実績に基づく1乗車あたりの平均運賃は約301円となっている。
- このたびの秋田中央交通（株）の運賃改定内容を反映した場合、1乗車あたりの平均運賃約369円となることから、仮に、利用者と市が運賃を折半するとした場合、利用者負担額は、1乗車につき約180円。
- しかし、現行利用者負担額（100円）からの急激な負担増を避けるため、1乗車につき150円（50円増額）とする。

2 市負担金の影響額について

市負担金について、利用者負担額を1乗車につき150円とした場合、現行（100円）よりも、約52,700千円減となる見込みである。

現行と見直し後の市負担金比較

単位：千円

利用者負担額	現行(1)	見直し後(2)	差額 (2)-(1)
	100円	150円	
R7年度市負担金（当初予算）	230,673		
R8年度市負担金（当初予算見込）	309,566	256,810	△ 52,756

3 スケジュール（予定）

年月日	内 容
令和7年12月	11月議会定例会で利用者負担額の増額について説明
令和7年12月～	市民への周知（市の広報媒体を活用）
令和8年4月～	利用者負担額を150円に増額

秋田市老人いこいの家および秋田市雄和ふれあいプラザの廃止について

- 老人いこいの家および雄和ふれあいプラザの廃止については、9月定例会厚生委員会において報告したところであり、その際、施設廃止に伴う利用者について、代替施設において対応可能かを整理することとしていたもの。
- 併せて、老人いこいの家のあり方についてこれまでの検討経緯等について、報告するもの。

1 老人いこいの家のあり方についてこれまでの検討の経緯

老人いこいの家については、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加などにより、過去数回にわたり、廃止を見据え、そのあり方について検討を行ってきたもの。

年 月	内 容
平成27年 6月	厚生委員会報告（老人いこいの家のあり方検討）
9月	厚生委員会報告（利用状況、維持管理経費、検討の方向性）
平成28年 3月	厚生委員会報告 「第6次行政改革大綱」および「公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、最終的なあり方を決定
平成28年 8月	指定管理者運用府内協議会開催 ※指定管理期間：平成29～31年度（3年間） (最終的なあり方を検討するための準備期間等を考慮)
令和元年 8月	指定管理者運用府内協議会開催 ※指定管理期間：令和2～4年度（3年間） (最終的なあり方を検討するための準備期間等を考慮)
令和3年 3月	第7次行政改革大綱にてあり方の決定 「 <u>当面の間、施設の老朽化等に十分留意しながら現行施設を継続する</u> 」 以降、福祉保健部所管施設個別施設計画（秋田市公共施設等総合管理計画に基づき策定）に記載
令和4年 8月	指定管理者運用府内協議会開催 ※指定管理期間：令和5～9年度（5年間） (第7次行政改革大綱で決定したあり方を踏まえる)
令和6年度～	施設保有量の見直し（1次評価・2次評価）
令和7年 7月	公共施設等最適化専門部会①（方針の報告）
8月	公共施設等最適化専門部会② 「老朽化への対応や利用と運営コストのバランスに課題がある」ことから令和7年度末で廃止する方針を了承
9月	厚生委員会報告（令和7年度末廃止の方針）
11月	利用者説明会の実施（八橋・飯島・大森山）

2 雄和ふれあいプラザの廃止検討の経緯

雄和ふれあいプラザについては、全庁的な公共施設の保有量の見直しにあたり、利用者が少ない状態が続いていることから、利用と運営コストのバランスに課題があることから、廃止の方向性に至ったもの。

年 月	内 容
令和6年度～	施設保有量の見直し（1次評価・2次評価）
令和7年 7月	公共施設等最適化専門部会①（方針の報告）
8月	公共施設等最適化専門部会② 「利用と運営コストのバランスに課題がある」ことから令和7年度末で廃止する方針を了承
9月	厚生委員会報告（令和7年度末廃止の方針）
10月	利用者説明会の実施

3 利用者説明会の状況および主な意見について

施設の廃止方針について、利用者説明会を開催したところであり、同説明会の状況は、以下のとおりであった。

(1) 説明会実施日および参加人数

会場	実施日	計（人）
雄和ふれあいプラザ	令和7年10月30日	21
大森山老人と子どもの家	令和7年11月5日	12
飯島老人いこいの家	令和7年11月6日	52
八橋老人いこいの家	令和7年11月7日	21
計		106

(2) 主な意見

ア 雄和ふれあいプラザ

- ・廃止はあまりにも唐突。
- ・この施設は、雄和の福祉活動の拠点。福祉の後退がないよう活動できる場所は確保してほしい。
- ・雄和市民サービスセンターは、今後大規模改修されると聞いている。雄和市民サービスセンターに活動拠点を移したとしても、改修までの間は利用できないと困る。サービスセンターが改修されるなら、せめて改修が終わるまで継続してほしい。

イ 大森山老人と子どもの家

- ・前々から廃止の話があったことは知っている。市役所や佐竹史料館は新しくなったが、ここは建替しないのか。市の財政からしても年間経費5千万円はたいしたことではないのではないか。
- ・指定管理期間の途中での廃止となるが、市社協とは協議のうえ決めたということか。市社協とは、9月議会で報告する前に話をしたのか。
- ・空いている施設の優先利用をさせてもらいたい。
- ・どの施設のどの時間が空いているのか具体的に教えてほしい。

ウ 飯島老人いこいの家

- ・若者のことを考えて、高齢者を考えるのは不公平。
- ・風呂を含めて、この施設は介護予防の場として有効。使用料を負担しても構わないので存続してほしい。
- ・市長に指定管理期間満了まで存続してほしいとの要望を提出したが、要望を無視して、廃止するという説明なのか。
- ・意見箱に投書した意見を見て見たのか。（64件の存続要望の意見あり）
- ・府内の専門部会で廃止になったのはこの4施設だけか。どこか1つでも残す考えはないのか。1施設に集約するという考え方もあるのではないか。
- ・コミセンは地域住民が集い、交流と多様な活動をする場。いこいの家は、高齢者の安らぎと教養の向上、心身の健康の増進に寄与する場。そもそもコミセンや市民サービスセンターとは目的が違う。廃止には納得できない。

エ 八橋老人いこいの家

- ・保有量の見直しと今回の廃止をどう位置づけるのか、また専門部会の位置づけについて教えてほしい。
- ・コストに執着しているのではないか。福祉と教育にお金がかかるのは当然。コストがかかるというだけで、高齢者のいこいの場、ふれあいの場が切り捨てられていると感じる。
- ・コミセンやサービスセンターとは設置目的が違う。
- ・入浴施設をなぜそのまま修繕せず放置して置いたのか。
- ・老人福祉センターの入浴施設については、受け入れられる余裕があるのか。

【参考】各施設のご意見箱に寄せられた意見

施設名	件数
雄和ふれあいプラザ	1
大森山老人と子どもの家	2
飯島老人いこいの家	64
八橋老人いこいの家	0
計	67

※孤立防止や介護予防のため、また楽しみや生きがいづくり、外出機会を確保するため、施設を継続してほしいとの内容であった。

4 代替施設の対応および各施設の状況について

(1) 雄和ふれあいプラザ

- ・年内に、サークル・団体等に代替施設の意向確認を実施する。
- ・意向確認にあたっては、利用者説明会で提示した雄和市民サービスセンター、御所野交流センター、河辺総合福祉交流センターのほか、近隣において利用できる施設（雄和児童センターおよび雄和地区北部コミュニティ施

設の建物（長者やま荘））を案内していく。

- ・現在のプラザ利用者に配慮し、雄和市民サービスセンター（以下「センター」という。）改修中も仮設庁舎内に談話スペースを設けるほか、センター改修後は、センター内に活用可能なスペースを設ける予定である。

(2) 大森山老人と子どもの家

- ・年内に、サークル・団体等に代替施設の意向確認を実施する。
- ・意向確認結果を集約し、代替施設としている西部市民サービスセンターおよび周辺のコミュニティセンターの来年度のサークル・団体等の利用調整会議に間に合うよう、引き続き丁寧な案内・説明を行う。
- ・キュービクル（高圧受電設備）に低濃度P C B（ポリ塩化ビフェニル）使用のコンデンサ等が含まれており、P C B特別措置法により令和9年3月末までに処分する必要がある。（キュービクル利用不可により、施設への電気供給が停止となる。）

(3) 飯島老人いこいの家

- ・いこいの家のうち、現在も唯一入浴利用ができることから、他のいこいの家と比較して利用者が多く、また、利用者や振興会・町内会等からの強い存続要望（指定期間満了の令和10年3月末まで）がある。
- ・前回の利用説明会時に、参加者から意見箱などに寄せられた要望に対する回答を求められたことから、説明会を再度実施予定である。

(4) 八橋老人いこいの家

- ・年内に、サークル・団体等に代替施設の意向確認を実施する。
- ・意向確認結果を集約し、代替施設としている周辺のコミュニティセンターの来年度のサークル・団体等の利用調整会議に間に合うよう、引き続き丁寧な案内・説明を行う。なお、中央市民サービスセンターについては、来年度のサークル・団体等の利用調整は実施済みであるものの、いこいの家利用者について配慮する。
- ・土地については、民間からの借地となっている。